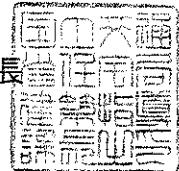




国住指第 4292 号  
平成22年2月15日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



### 既存公共賃貸住宅における墨出し用床開口部の未閉塞を踏まえた対応について

昨年6月に大阪府営住宅で発生した火災に関し大阪府が当該住宅を調査したところ、建設時に墨出し用に開けられた開口部が閉塞されていない状態が確認されました。これを踏まえ、国土交通省の依頼により地方公共団体が既存公共賃貸住宅を対象にサンプル調査を行ったところ、全国的に墨出し用床開口部が存置されている住戸が確認されました。

このような状況は公共賃貸住宅のみに発生しているとは限らず、また、建築基準法に抵触するおそれがあります。

つきましては、貴職におかれては、住宅主管部局と連携し、以下の①及び②について取り組むとともに、貴管内特定行政庁に対してサンプル調査の結果を情報提供し、以下の①及び②について要請していただきますようお願いします。

- ① 公共賃貸住宅以外の建築物に関するも、建築物の規模、構造や建設時期等を考慮の上、建築物の所有者等の協力を得て空き住戸等を対象とした調査を行うことなどを検討すること。
- ② ①の調査の結果、開口部が存置されていることが判明した場合には、速やかに閉塞工事の指導を行うなど必要な措置を講じること。

なお、サンプル調査の結果を踏まえ、本日付で、国土交通省住宅局住宅総合整備課長から都道府県及び指定都市の住宅主務部長宛て及び国土交通省住宅局民間事業支援調整室長から都市再生機構住宅経営部長宛てで、現在管理中の公営住宅等を対象とした調査を要請する通知が発出されていることを申し添えます。(別添1、別添2参照)

別添1、別添2の添付は省略